

「最低制限価格」等の改正について 【委託業務に係る最低制限価格の引上げ】

設計業務・地質調査業務・測量業務の最低制限価格等を上げます。また、一部工事の最低制限価格等の算出方法を改正しますので、お知らせします。

委託業務

委託業務の「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法を次のとおり改正します。
(諸経費・一般管理費等の掛け率の引上げ)

従
前

【建築・設備設計】

直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費の **60%**＋諸経費の **60%**

【土木・橋梁設計】

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の **90%**＋一般管理費等の **30%**

【地質調査】

直接調査費の額＋間接調査費の **90%**＋解析等調査業務費の **75%**＋諸経費の **40%**

【測量】

直接測量費の額＋測量調査費の額＋諸経費の **40%**



変
更
後

【建築・設備設計】

直接人件費の額＋特別経費の額＋技術料等経費の **60%**＋諸経費の **70%**

【土木・橋梁設計】

直接人件費の額＋直接経費の額＋その他原価の **90%**＋一般管理費等の **50%**

【地質調査】

直接調査費の額＋間接調査費の **90%**＋解析等調査業務費の **75%**＋諸経費の **50%**

【測量】

直接測量費の額 ＋ 測量調査費の額 ＋ 諸経費の **55%**

工 事

① 積算体系に適応した「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法に改正

土木工事積算基準（これに準じた積算基準を含む。）により設計した工事については、最低制限価格及び調査基準価格を土木系工種の算定方法により算出します。

※2月19日以後に告示する対象工事については、告示別表の「16 注意事項」欄に土木系工種の算定方法を適用する旨を記載しますので、個々の工事の告示内容をご確認ください。

【対象となる工事】（例）

- 街路灯
 - 区画線塗装
 - 下水道用プラント（機械設備・電気）により予定価格を積算している工事
 - ロードヒーティング
 - 橋梁塗装
- に係る工事

従 前	変 更 後
・ 直接工事費－（直接工事費×0.1）の 95%	・ <u>直接工事費の 95%</u>
・ 共通仮設費の 90%	・ 共通仮設費の 90%
・ 現場管理費＋（直接工事費×0.1）の 85%	・ <u>現場管理費の 85%</u>
・ 一般管理費等の 65%	・ 一般管理費等の 65%

② 「失格判断基準」の設定基準

プラント工事における失格判断基準率について、「機器費」の有無による区分を廃止し、直接工事費の基準率を一律 80%とします。

従 前		変 更 後
(1) 「機器費」が計上されているプラント工事	(2) 「機器費」が計上されていないプラント工事	プラント工事 ※「機器費」の有無による区分を廃止
・ 機器費の 50%	・ 直接工事費の 80%	・ 直接工事費 <u>(機器費を含む)</u> の 80% ただし、下記1の工事は除く。
・ 直接工事費の 80%		
・ 共通仮設費の 70%	・ 共通仮設費の 70%	・ 共通仮設費の 70%
・ 現場管理費の 85%	・ 現場管理費の 85%	・ 現場管理費の 85%
・ 一般管理費の 65%	・ 一般管理費の 65%	・ 一般管理費等の 65%

- 1 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項第3号により適用除外を受ける調達（準じる調達を含む。）については機器費部分を50%基準率といたします。

③ 低入札価格調査を実施した工事における検査等の省略

「札幌市交通局工事総合評価落札方式試行要綱」（平成 20 年 9 月 25 日管理者決裁）に基づき、調査の一部及び事情聴取を省略した調査により落札者を決定した工事について、一定の条件を満たす場合は、契約後の「監督及び検査体制の強化等に係る措置」の一部（検査）を省略できる取扱いに改正します。

2 適用

平成 28 年 2 月 19 日以降に告示する案件より適用いたします。

3 改正後の要領等

<http://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/50youshiki.html>

お問い合わせ先：交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709